

川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について

川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の取扱いについては、平成20年6月26日付けでお知らせしているところですが、燃料油や鋼材類以外の資材においても価格の上昇により、請負金額への影響が生じるおそれがあることから、当分の間、次のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしましたのでお知らせします。また、同条項に基づく協議が完了した場合には、その協議結果について公表することといたしましたので、併せてお知らせします。

運用を拡充する理由

原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の工事材料についても価格が著しく上昇し、請負金額が不相当となるおそれがあると認められるため。

- 1 施行日 : 平成20年10月1日（水）
ただし、工期末が平成20年12月31日以前の工事については、平成20年10月31日まで請求が可能とします。
- 2 条項適用対象材料 : これまでの鋼材類及び燃料油に加えて、発注者・受注者間の協議に基づき、他の工事材料を対象材料とします。
- 3 対象工事 : 実際の購入時等における各対象材料の実勢価格を用いて、当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額より1%以上変動する工事
- 4 発注者負担 : 各対象材料の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額
- 5 実施状況の公表 : 協議が完了した場合には、協議結果を把握できるよう公表します。

*なお、詳細な内容につきましては、各工事担当部署にお問い合わせください。